

第12回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

福島県協議会

日 時：令和2年11月24日（火曜日）

15：00～

場 所：ホテル福島グリーンパレス 2階 東の間

◎開 会

【事務局 茂手木】

定刻となりましたので、ただいまから第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を開催させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私、東北運輸局福島運輸支局輸送・監査部門の茂手木と申します。今回より事務局となりました。座長に議事進行をお願いするまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご確認ください。

議事次第、委員名簿、出席者名簿、配席図がありまして、その下に資料1といたしまして「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会令和元年度の取組について（報告）」、資料2といたしまして「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会令和2年度の取組について」、資料3-1といたしまして「トラック運送事業者に対する労働時間等説明会の開催及び自主的な取組の促進」、資料3-2といたしまして「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」、資料3-3といたしまして「対応はお済みですか?」、資料3-4といたしまして「改善基準告示の見直しについて」、資料4といたしまして「貨物自動車運送事業法の一部改正について」、資料5といたしまして「長時間労働改善に向けたガイドラインについて」、資料6といたしまして「新型コロナウイルス感染症によるトラック事業者への影響調査」、資料7といたしまして「ホワイト物流推進運動のご案内」、資料8といたしまして「第12回中央協議会資料」となっております。もし不足等ございましたら、挙手の上おっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

お手元に配付しております出席者名簿のとおり、本日は全国農業協同組合連合会福島県本部の金成副本部長が所用のため欠席となっております。

次に、委員のご紹介ですが、本来であれば全ての委員の皆様のご紹介をさせていただくところでございますが、時間の関係上、引き続きご就任いただいております委員の皆様につきましては、お手元の名簿をもってご紹介にかえさせていただきますと思います。

なお、人事異動により委員の交代がありましたのでご紹介いたします。

本日所用によりご欠席でございますが、全国農業協同組合連合会福島県本部の金成副本部長

に、前任の佐藤様の後任としてご就任いただきたいと思います。

日本通運株式会社郡山支店の松島支店長様に、前任の夏坂様の後任としてご就任いただきたいと思います。

東北運輸局の亀山局長でございます。

【亀山東北運輸局長】

亀山でございます。よろしくお願ひいたします。

福島運輸支局の佐藤支局長でございます。

【佐藤福島運輸支局長】

佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひします

委員の交代に関しまして、皆様のご了承をお願いしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

「異議なし」

ありがとうございます。また、本日の議題でございます令和2年度の取組にご協力をいただく事業者様にオブザーバーとしてご出席いただいております。

◎挨拶

【事務局 茂手木】

それでは、本協議会の開催にあたりまして、東北運輸局の亀山局長、福島労働局の岩瀬局長よりご挨拶申し上げます。亀山局長、よろしくお願ひいたします。

【亀山東北運輸局長】

紹介いただきました東北運輸局の亀山と申します。本日は皆様お忙しい中、委員会に参加いただきましてありがとうございます。

コロナということでいろいろまちの中も大変な状況になっている中で、特にトラックドライバーの皆様方におかれましては、感染のご不安とか、ご自身だけでなく、ご家族への感染への不安というようなものの中で日夜物流を支えてくださっておりまして、ここにいらっしゃる皆様方も含めまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

トラック事業につきましては、皆様ご承知のとおり、貨物自動車運送事業法が平成30年に

改正されております。規制の適正化でありますとか、あるいは荷主対策の深度化ということにつきまして令和元年に施行されておりますし、標準的な運賃につきましても本年4月に告示をされまして、各県で標準的な運賃の普及セミナーを開催しているところでございます。

今年度の本地方協議会におきましては、対象輸送分野ごとに議論するという事になっておりますけれども、福島におきましては生鮮食品を検討テーマとするということで、発注側の荷主の方、それからトラック運送事業者の皆様、そして着側の荷主の方々のご協力をいただきまして、長時間労働の課題の改善ということについてご議論をいただくということになっております。委員の皆様から忌憚のないご意見をちょうだいできればと思っております。

本日はその議論に加えまして、いろいろな周知のための事項も盛りだくさんとなっておりますけれども、特に昨年取りまとめられました加工食品、建築資材、紙・パルプ、この3つの輸送品目別ガイドラインにつきまして、事務局としての周知活動はもちろん行ってまいりますが、委員の皆様方のお力も引き続きお借りし、関係者の皆様へ横展開が図られるということを期待しております。

トラック事業全体の維持発展、適正運賃の周知、それから労働条件の改善ということにつきましては、これはご承知のとおりでございますけれども、トラック事業者だけではなくて、サプライチェーン全体として連携し関与していくということが不可欠になっております。東北運輸局といたしましても、引き続き環境整備に努めてまいりますので、引き続き皆様のご協力をお願いして、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局 茂手木】

亀山局長、ありがとうございました。

岩瀬局長、よろしく願いいたします。

【岩瀬福島労働局長】

労働局長の岩瀬でございます。どうもいつもお世話になっております。本日は皆様方にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス対策につきましては、私どもも雇用の維持を第一に、また、労使間トランスの未然の防止を図るべく、窓口の設置、また雇用調整助成金等の早期の支給に向けて、組織を挙げて全力で対応させていただいているところでございます。私どもとしましては、今後もしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、引き続きのご協力

をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本協議会につきましては、トラック運送事業におけるドライバーの長時間労働の抑制等に向けた環境整備を進めるという目的で設置されたものでございますが、昨年4月から改正労働基準法で規定する時間外労働の上限規制が施行され、今年の4月からは中小企業にも適用されているところでございます。自動車運転の業務につきましては令和6年4月1日からとなりますが、トラック運送事業者の方々にはこの4年後の適用に向けて取組を進めていただきたいと考えているところでございます。

トラックドライバーの労働時間の短縮を図っていくためには、荷主の皆様にもご協力をいただかなければなりません。このため、荷主とトラック運送事業者の皆様には平成30年11月に策定されましたガイドラインに沿って、相互の協力のもと、課題を一つ一つ解決していただきたいと考えているところでございます。

こうした皆様方の自主的な取組に必要な支援をさせていただくために、私ども管内の各労働基準監督署におきまして、昨年度から労働時間等説明会を開催しているところでございます。これまでの実施状況等につきましては後ほど私どもの事務局から説明させていただきますが、今後の説明会の在り方など、皆様からご意見を賜りたいと考えているところでございます。

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため外出自粛する人が増加していることに伴い、宅配サービスなどによるトラック輸送量が増加しているともお聞きしているところでございます。こうした状況も踏まえつつ、私どもといたしましては、引き続き荷主とトラック運送事業者の皆様方がトラック輸送における取引環境と長時間労働の改善へ取り組まれますよう、支援にしっかりと努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

本日は有益なご意見を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 茂手木】

岩瀬局長、ありがとうございました。

それでは、これからの進行につきましては当協議会の座長の今野先生にお願いいたします。

◎議 題

1. 令和元年度の実績について（報告）

【今野座長】

それでは、早速ですが、次第に沿って始めたいと思います。

議題の1でございますが、令和元年度の取組（報告）につきまして事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料1説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、令和元年度の建設資材の取組等についてご説明をいただきましたが、皆様から何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。もしありましたらご発言願います。よろしく願いいたします。ございませんか。

それでは、この議題1は終えさせていただきまして、続けて議題2のほうにまいりたいと思います。

2. 令和2年度の重点取組事項について

【今野座長】

令和2年度の重点取組事項につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料2説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、令和2年度の生鮮食品の取組、それから取組事項のPDCAシートについてご説明いただきましたけれども、今年度、生鮮食品の取組を行っていただくC社さんから補足説明はございませんでしょうか。

【C社】

補足等はないです。大丈夫です。

【今野座長】

それでは、A社さんからの補足説明はございませんでしょうか。

【A社】

特に大丈夫です。問題ありません

【今野座長】

B社さんからの補足説明はいかがでしょうか。

【B社】

皆さん、大変お世話になっています。

ふだんは、我々、事業の中で、今日お集まりいただいたトラック運送事業者の方々に大変日々お世話になっていますので、この場を借りてまず御礼申し上げます。

我々食品小売業ということでは、今日、C社さんはじめトラック運送事業者の方々と、あとは発荷主のA社様、それとB社ということで、皆さんのお力を借りて、このコロナ禍の大変環境が厳しい中、生活者のライフラインの食品を何とか外出ができない中でも店頭から品切れすることなくお客様にお渡ししようということでやらせていただいております。それを日々やっていくためには、やはり運送業者の方々と発荷主の方々のお力を借りないと全く実現ができないということがございます。

そういう意味では、事務局の方からこの環境の中、生鮮食品を扱っている事業者として取り組んでいただけないかというご提案をいただきましたので、少しでもトラック事業者のドライバーさんの環境改善につながるように、我々がやっている中で、無理、無駄、むらとか、そういった我々が不備があって不都合な点があれば少しでも改善をして、ドライバーの労働時間の改善に繋げていければと考えております。A社、B社、C社で確認をしながら取り組んでいこうということで、1月から具体的に店を絞ってやっていくことになりましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

【今野座長】

どうもありがとうございました。

今、補足説明も含めまして、事務局から議題について報告がございました。令和2年度の生鮮食品の取組、取組事項のPDCAシートについて報告がありましたけれども、この会議の皆さんのご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

【松島委員】

日本通運の松島でございます。よろしくお願いいたします。

メーカーごとのコンテナの回収、返却方法の改善ということですが、これは具体的に何をされるのかももう少し教えて下さい。この資料から見ると、配達した店舗で種類ごとに分けるということなのか、A社に戻ったときにドライバー以外のどなたかが手伝ってくれるということなのか、その辺を教えていただければと思います。

【今野座長】

それでは、事務局から回答をお願いします。

【事務局】

コンテナの返却、回収はB社さんの店舗から回収して、その後A社に戻り、運転手がコンテナをメーカー別に返却することになります。そこに時間がかかっているのです、そこを改善させていただきたいと考えています。

【松島委員】

A社に戻った時、誰かが手伝ってくれるのか、店舗で既にメーカー別に分けてもらえるのか、どこを改善するのかというのを教えて下さい。

【A社】

まず1点目が、B社のお店のところでどれだけ整理されているかというところが1つあり、今までも整理をするという取組をやっていましたが、やはりいろいろ人がかわったりして少しずつ崩れてくる店舗が出てくる。Aというコンテナであればここに置きますよとか、AとBというコンテナは一緒にまぜちゃだめですよとかルールがありますが、それがどうしても崩れてくると、乗務員さんが自分で片付けなくちゃいけなくなってくるということがあり、それがまず1つ改善していきましようというところでもあります。

2つ目が、お店で回収したものをA社で場所別に乗務員さんが片付けるというところがありますが、そこについては乗務員さんにとってもしかしたら不都合なレイアウトになっているのかもしれない。そこはもう一度聞き取って、レイアウトがだめだったらレイアウトを少し改善して、A社での返却時間を短縮していきたいと考えております。

また、補助という部分では、1回お店に行って戻ってきて、そのときの補助というのはA社にはまだいない状態です。最後、2回目行って戻ってきたときの補助というのがA社にいますので、トータルの乗務員さんの労働時間としては、一番最後のところは、回収してきたものはA社におろしてしまえば作業員が片付けるということになっていますので、作業員不足で滞留しなければ乗務員さんの負担は減っております。1回目戻ってきたときは乗務員さんが恐らく20分から30分、多い人は35分ぐらいかけて片付けたりしますので、B社の店のところの手直しと、A社に戻ってからの手直し、両方で短縮していこうという取組を考えております。

【松島委員】

分かりました。ありがとうございます。

【今野座長】

その他、ございませんでしょうか。ご質問、ご意見含めて、いかがでしょうか。

【右近委員】

こういう物流のプロセス、こういうものの整理の問題というのは、結局、例えばこのコンテナの整理というのは誰の役務なんだろうかね。要するに、制度化というか、この役務は誰の責任になっているのかというのがちょっと見えないものですから、余裕のある人がやっているみたい。実際そうなんですか。

【A社】

業務自体は、全部乗務員さんの仕事としてお願いしている。

【右近委員】

そういう責任になっているんですか。

【A社】

はい。契約上そこまで入って契約をしているということになります。今、言ったように、例えば牛乳だったら牛乳のコンテナを、運送会社が店舗に納品して、納品した帰りに空のコンテナを回収していただいて、A社に運び、所定の場所に置いて、そこまでがA社とC社の契約の範囲という事に現状はなっております。

【右近委員】

わかりました。

【A社】

例えば30分かかるといふのであれば30分の時間というのはもちろん当然お金をお支払いして、そういうことをやりましょうということやらせていただいています。

【右近委員】

これは業界の慣習という用語があるんですが、そういう流れが一般的であるということなんでしょうか。車上受け、車上渡しというのが何となく運送業者の決まり文句のように、うちは持ってきたものを運んで渡すだけなんだよという基本概念があるんですけども、何か違うプロセスまで手を出しているような気がして、その辺は業界慣行というイメージなんでしょうか。

【A社】

そうですね、業界的に比較的そういう傾向にあるとは思っています。全部調べたわけではないので、業界によって、もしかしたら業者さんによって違うかもしれないんですけども、総じて言うとそういう傾向があるのではないかと考えています。

【右近委員】

わかりました。

【今野座長】

よろしいでしょうか。その他の件につきまして、もしご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【蓬田委員】

今お話がありました車上受け、車上渡しの原則からいうと、この写真を見る限りでは、接車したバスからコンテナ置き場まで台車で何回かピストンで運んでいるので、その時間が結構何往復かしているのかかっているという意味でしょうか。

【A社】

そうですね、そもそも台車に乗った状態でコンテナが回収されていますので、乗務員さんが台車からおろせば別ですけれども、基本的にはお店でも台車に乗っていますので、そのまま回収してきて、台車を引っ張ってきておろしているという現状になります。

【蓬田委員】

それは1社当たり、何台車ぐらい往復するのでしょうか。

【A社】

そうですね、大体5～6台かと思います。

【蓬田委員】

わかりました。

【今野座長】

どうもありがとうございました。その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろありがとうございました。

今年度の本協議会は生鮮食品の輸送分野に取り組んでいくということ、それから取組事項のPDCAシートの内容について提案があり、皆様のご意見も伺ったんですが、これについてはご了承いただくということでよろしいでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この議題につきましてはご了承いただいたということで進めていきたいと思いません。どうもありがとうございました。

3. トラック運送事業者に対する労働時間等説明会について

【今野座長】

それでは、続きまして、議題3にまいります。トラック運送事業者に対する労働時間等説明会につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料3-1・3-2・3-3・3-4説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

事務局より、トラック運送事業者に対する労働時間等説明会についてご説明をいただきました。皆様からこのご説明についてのご質問並びにご意見等ございますでしょうか。あれば挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、特になければ議題を進めたいと思います。

4. 標準的な運賃について

【今野座長】

次は議題の4でございます、標準的な運賃につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

〔事務局より資料4説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。

事務局より、標準的な運賃についてご説明いただきました。これにつきまして皆様からご質問、ご意見ございますか。いかがでしょうか。

かなり具体的な各地方の運輸局単位で出されておりますけれども、いかがですか。特にございませんか。

それでは、特にないようでございますので、この件についてはご理解いただきたいと思ます。

◎その他

【今野座長】

予定されていた議題は以上でございますが、その他とありますが、事務局より何かありますでしょうか。

[事務局より資料5・6・7・8説明]

【今野座長】

どうもありがとうございました。

中央協議会の開催内容についてのご説明でございましたが、これにつきまして資料の説明もございましたけれども、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、この議題だけでなく、今日の全体を通して結構ですので、皆様より何かあれば伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【亀山東北運輸局長】

コロナの関係で、特にトラックドライバーの方々が差別的な扱いを受けたりする。感染のリスクがあるということで、例えば東京や大阪に行かれた運転手の方々、あるいはその家族の方々が、例えば学校とかで差別的な扱いの事案が時々あると伺っておりまして、もちろんそうした差別的な行動というのはいかんということで、それは全国的にもそういうことをなくしていこうという話に当然なっているわけですが、運輸局としてもそういうことがないようにもちろん働きかけとかをしていかないといけないわけですが、もしまた引き続きそういう事案というか、もちろん一つ一つの事案をとということではありませんけれども、いろいろそういうことで、特にドライバーの方々が不利益をこうむっているというようなことがありましたら、運輸局のほうにお伝えいただければと思います。運輸局としても、例えば実例というか、そういうことがあるということについて、あるいはそういうことがあってはいけないということについて、例えば報道関係者のほうに、例えばほかの場面でもPRというか、していきたいと思っておりますので、そういう話がありましたら、随時、支局なり運輸局のほうにご連絡をいただければありがたいと思っております。

以上です。

【今野座長】

どうもありがとうございました。
何かこの機会に、いかがでしょうか。どうぞ。

【佐藤委員】

丸カ運送の佐藤と申します。
12月15日まで受付期間の国土交通省さんと厚生労働省さんの働きやすい職場認証制度。
この制度について説明をお願いします。

【事務局】

資料8の8ページに添付させていただいております、自動車運送事業のための働きやすい職場認証制度ですが、こちらにつきまして、職場環境の改善に向けた取組の見える化ということで、求職者のイメージ刷新を図って、運転者の就職を促進するというので、12月15日まで申請の受付期間を設けておりますので、ぜひご検討いただきましてお申し込みいただければと思います。

詳細等、何か不明な点があれば運輸支局のほうにご相談いただければ対応させていただきます。

【佐藤委員】

ありがとうございます。

【今野座長】

それでは、その他、もしありましたら、今の関係でなくても結構ですのでよろしくお願いたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは、様々な、皆さん貴重なご意見、ありがとうございました。

本日いただきました意見等を踏まえまして、生鮮食品の輸送分野の取組について事務局で進めさせていただきたいと思っております。皆さん、それでよろしいでしょうか。

それでは、本日の全ての議題を終えましたので、進行を事務局にお返しいたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

【事務局 茂手木】

今野先生、ありがとうございました。

◎閉 会

【事務局 茂手木】

長時間にわたるご議論、貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、今回の協議会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただきました後に公表させていただく予定としております。

また、次回の開催につきましては、生鮮食品の輸送分野の取組結果を踏まえまして開催時期を決定したいと考えております。また、会が近くなりましたら、事務局よりご連絡させていただきます。

以上をもちまして、第12回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を終了いたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。